

別記様式第12号

審査会 諮問 通知 書 熊公委第 年 月 日 熊本県公安委員会 印	
年 月 日 付付け 第 号の行政文書の開示決定等に対する不服申立てについて、次のとおり熊本県情報公開審査会に諮問しましたので、熊本県情報公開条例第20条の規定により通知します。	不服申立てがあつた開示決定等に係る行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
担当所属	電話番号 内線
備考	

(日本工業規格A4)

別記様式第13号

不服申立てに係る行政文書の開示通知書 熊公委第 年 月 日 熊本県公安委員会 印	
年 月 日付付けで () 行政文書について、次のとおりその (全部) を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項の規定により通知します。	不服申立てのありました () 行政文書について、次のとおりその (全部) を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項の規定により通知します。
開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付付け熊本県公安委員会指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当所属	電話番号 内線
備考	

注 ()については、いずれか適当な語を選択して記載すること。

(日本工業規格A4)

熊本県警察本部告示第2号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に規定する実施機関が定める事項を次のとおり定めたので告示する。

平成14年3月29日

熊本県警察本部長 折田 康徳

熊本県警察本部長が管理する行政文書の開示等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、熊本県警察本部長が管理する行政文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項等）

第2条 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をする者の連絡先（法人その他の団体にあつては、当該開示請求の担当者
の氏名及び連絡先）
 - (2) 求める開示の実施の方法
 - (3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
- 2 条例第6条第1項の開示請求書の様式は、別記様式第1号（行政文書開示請求書）
とおりとする。

（条例第11条第1項の実施機関が定める事項等）

第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時及び場所
 - (2) 開示の実施の方法
 - (3) 開示の実施に要する費用の額
- 2 条例第11条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該
各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定 別記様式第2号（行政文書開
示決定通知書）
 - (2) 開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定 別記様式第3号（行政文書部
分開示決定通知書）
 - 3 条例第11条第2項の規定による通知は、別記様式第4号（行政文書不開示決定通知
書）により行うものとする。
（開示決定等期間延長通知書）
- 第4条 条例第12条第2項後段の規定による通知は、別記様式第5号（開示決定等期間
延長通知書）により行うものとする。
（開示決定等期間特例延長通知書）
- 第5条 条例第13条後段の規定による通知は、別記様式第6号（開示決定等期間特例延

長通知書）により行うものとする。

（事案移送通知書）

第6条 条例第14条第1項後段の規定による通知は、別記様式第7号（事案移送通知書）
により行うものとする。

（条例第15条第1項の実施機関が定める事項等）

第7条 条例第15条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第1項の規定による通知は、別記様式第8号（意見書提出機会付与通知
書）により行うものとする。

3 条例第15条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(4) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する
理由

4 条例第15条第2項の規定による通知は、別記様式第9号（意見書提出機会付与通知
書）により行うものとする。

5 条例第15条第1項及び第2項の意見書の様式は、別記様式第10号（行政文書の開
示に係る意見書）のとおりとする。

6 条例第15条第3項後段の規定による通知は、別記様式第11号（行政文書の開示決
定に係る通知書）により行うものとする。
（行政文書の閲覧等）

第8条 行政文書の閲覧（条例第16条第3項本文に規定する閲覧に準ずる方法として実
施機関が定める方法を含む。次項において同じ。）をする者は、当該行政文書を丁寧に
取り扱うこととし、これを汚損し、又は破損してはならない。

2 熊本県警察本部長は、条例第4条の規定及び前項の規定に違反し、又は違反するおそ
れがある者に対し、行政文書の閲覧を中止させ、若しくは禁止し、又は行政文書の写し
の交付（条例第16条第3項本文に規定する写しの交付に準ずる方法として実施機関が
定める方法を含む。次項において同じ。）をしないことができる。

3 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。
（電磁的記録の開示の方法）

第9条 条例第16条第3項本文の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記
録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複